

「秋田県交通安全対策会議」の開催結果について

1 日時

令和3年8月6日（金） 午後1時30分から午後2時00分まで

2 場所

秋田県庁1階 正庁

3 出席者

秋田県交通安全対策会議委員等 21人（別添出席者名簿のとおり）

4 内容

- (1) 秋田県交通安全対策会議会長 秋田県知事あいさつ
- (2) 令和3年上半期の交通事故発生状況について（秋田県生活環境部県民生活課長）
- (3) 協議事項等

ア 「第11次秋田県交通安全計画（案）」について

- (ア) 事務局から計画（案）の内容説明（秋田県生活環境部県民生活課長）
- (イ) 質疑（意見、質問等）

【意見】

- 秋田県警察本部長（抜粋）

警察としても、第11次計画（案）の目標を達成するため、総合的な交通事故防止対策を推進する。

特に、高齢者と子供の交通事故防止対策が重要であると考えている。

今回、歩行者は「運転者に横断の意思を明確に伝える。」ことが新たに盛り込まれたところであり、各種媒体を活用した情報発信などの交通安全教育、悪質・危険な交通違反の指導取締りを通じて、歩行者及び運転者双方に「歩行者ファースト」の意識の浸透を図っていく。

警察では、県民の皆様の理解と協力のもと、関係機関と連携を一層強化しながら、第11次計画（案）に盛り込まれた各種対策を着実に推進する。

- 秋田県教育委員会教育長（抜粋）

教育委員会では、教職員に対する「交通安全指導者研修会」を開催しており、その中で、子供たちの命と健康を守ることは最優先事項であり、効果的な交通安全教育を実践することで「自らの命を自分で守る」児童生徒の育成を目指すことを確認している。

また、県警察から、自転車運転のマナー違反に対する指導警告状況の情報提供を受け、市町村教育委員会や各県立学校等へ情報共有し、交通安全教育に活用している。

児童生徒に対して、交通事故の加害者にも被害者にもならないよう、交通安全ルールの周知徹底と自転車運転マナーの向上の指導を継続して行っていく。

- (ウ) 承認状況

原案どおり、第11次計画（案）を対策会議の決定とした。

イ その他

「令和3年度秋田県交通安全計画」の書面表決について依頼した。

5 秋田県知事コメント

今後、この計画に基づき、関係する機関・団体、県民の皆様とともに一丸となって、交通事故のない秋田県を目指して、交通安全対策を一層強力に推進していきたいと思いますので、引き続き、皆様のご協力をお願いします。